

郵便局データ活用アドバイザーボードにおける議論の状況

令和5年4月12日
総務省郵政行政部

これまでの取組

「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書(令和4年7月)

「郵便事業分野の個人情報保護に関するガイドライン」の解説の改正(令和4年7月)



郵便局の配達原簿・転居届の情報について、次の3つの場合に日本郵便が提供可能であることを明確化。

(「郵便物に関して知り得た他人の秘密」(郵便法第8条第2項)に該当する情報であっても、情報を用いる利益が秘密を守る利益を上回る)

- ・ 大規模災害等の緊急時に、被災者情報等を地方公共団体等に提供する場合
- ・ 国税又は地方税に関する調査協力要請に対して、滞納者の転居先情報を提供する場合
- ・ 弁護士会からの照会に対応する場合(弁護士会がDV・ストーカー・児童虐待と関連なしと認めた照会に限る。)

現在の取組

(1) 郵便局データの公的機関等への提供のための「協議の場」の設定

検討事項

- ・ 標準的な照会フォーマット(統一的な様式、提供を求める具体的情報の明示 等)
- ・ 具体的な申請手続(受付窓口・審査体制)
- ・ 有料で提供する場合の金額設定

等

○ 大規模災害等の緊急時における提供

代表的な市町村等と日本郵便・日本郵政

○ 国税・地方税の滞納に係る調査協力要請における提供

国税庁と日本郵政・日本郵便

自治税務局と日本郵政・日本郵便

○ 弁護士会照会に対する提供

日本弁護士連合会と日本郵政・日本郵便

(2) 郵便局データ活用アドバイザリーボードの創設(令和4年12月)

上記の協議について助言を行い、また、日本郵政・日本郵便のデータ提供体制などについて助言する有識者会合を創設。

地方税・弁護士会照会での取扱い

主な検討項目		地方税・弁護士会照会 における取扱い	(参考)空家等対策特別措置法に基づく転居情報開示
①照会を受ける 窓口	・日本郵便本社（支社）か、郵便局か	⇒各地域の郵便局（旧住所の配達を受け持つ郵便局）が窓口	同左
②照会方法	・書面による照会か、口頭による照会か	⇒書面による照会に限定	同左
③フォーマット	・日本郵便側が開示／非開示を外形的に判断できるような記載ぶりを設定する必要あり。 ・弁護士会照会については、「弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続きであり適当と判断した旨を表示して発出した照会」である旨、照会書のフォーマットに記載する必要あり。	⇒別添のとおり	国土交通省の事務連絡（令和2年3月3日）に照会書の作成例及び解説を添付
④提供する データの範囲	・転居届には①届出年月日、②転送開始希望日、③旧住所、④転居者氏名、⑤引き続き旧住所に住む方の有無・人数、⑥事業所名、⑦新住所、⑧電話番号、⑨転居届提出者氏名、⑩転居者との続柄を記載。 ・報告書及びガイドライン解説には、「…提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならない」とされており、提供するデータの範囲はどの程度か。	⇒⑦新住所を回答	⑦新住所、⑧電話番号を回答。
⑤料金を設定する 場合の水準	・日本郵便がデータ提供に際して料金を徴収するか否か。する場合の水準は。	⇒回答に係る実費を関係機関が負担	無料
⑥提供に要する 期間	・日本郵便がデータ提供に要する期間	⇒1ヶ月程度（照会に不備がない場合）	同左
⑦提供を行う期間	・日本郵便がデータ提供を行う期間	⇒届出年月日から3年間提供	届出年月日から1年間提供
⑧提供開始時期	・日本郵便がデータ提供を開始する時期	⇒令和5年6月1日～運用開始予定	—

(※) 今後、関係機関との協議により変更になる可能性あり

- 現在、顧客情報（顧客属性、残高、保有契約、取引状況等）は各事業、商品別の情報システムにおいて、それぞれ管理

（グループ統一的な顧客コードがなく、また、顧客の同意を取れていないため、それぞれのお客さま毎の一覧化は不可）

日本郵便	ゆうちょ銀行	かんぽ生命
<ul style="list-style-type: none"> ・配達原簿 ・転居届 ・発送・追跡データ ・後納顧客データ ・法人大口顧客 ・ゆうびん I D ・国際マイページ ・ゆうプリR ・Webゆうびん ・e内容証明 ・カタログ販売受発注 ・ネットショップ ・郵便局倶楽部 ・みまもりサービス ・コールセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客属性 (住所・氏名・生年月日等) ・各種貯金口座(通常、定額定期)の 残高・取引履歴 ・投信契約の残高・取引履歴 ・国債契約の残高・取引履歴 ・J Pバンクカードの会員情報 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者・被保険者・保険金受取人等 に係る個人情報属性 (住所・氏名・生年月日等) ・契約内容 ・保険料の払込、保険金等の支払履歴 <p style="text-align: right;">等</p>

- ▶ 日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の3社は、個人情報保護法に基づき公表している「日本郵政グループにおけるお客さまの個人データの共同利用について」の共同利用目的の「(3)各種リスクの把握および管理など、グループとしての経営管理業務の適切な遂行」の一環として、クロスセルモニタリング※1を利用目的とするお客さまの個人データの共同利用(下表参照)を実施
- ▶ なお、本件共同利用の実施に当たり、上記**共同利用目的の明確化**※2を図るとともに、共同利用に係る**グループとしての統一的な個人データの取扱基準**※3をグループ4社間で策定(本年3月31日)

※1 お客さまサービスの更なる向上のため、潜在リスクが想定される取引類型について、継続的にモニタリングを実施するもの

※2 現行宣言の利用目的に含まれることは確認済みであるが、個情法及び同法ガイドラインの趣旨を踏まえ、宣言の改定により明確化するもの

※3 個人情報保護法ガイドラインにおいて、共同利用施策等の実施に際してあらかじめ取り決めておくことが望ましいとされている事項を中心に規定

○個人データのグループ内での共同利用概要

利用目的	共同利用者の範囲	共同利用する個人データの項目	
各種リスクの把握および管理など、グループとしての経営管理業務の適切な遂行の一環として、 ・日本郵便およびかんぽ生命保険が行う保険契約(提携金融商品を除く)の募集活動に対する監査 ・日本郵便が行う個別の投資信託の販売に対する監査	日本郵便(株) (株)ゆうちょ銀行 (株)かんぽ生命保険	投資信託	ゆうちょ銀行が登録金融機関として管理する投資信託を購入されたお客さまのお名前、生年月日、住所および当該投資信託に関する情報
		かんぽ生命商品	かんぽ生命保険を引受保険会社とする保険契約または同社が日本郵政公社から承継した簡易生命保険契約を契約されたお客さまのお名前、生年月日、住所および当該保険契約に関する情報(承継後の更新情報を含む)

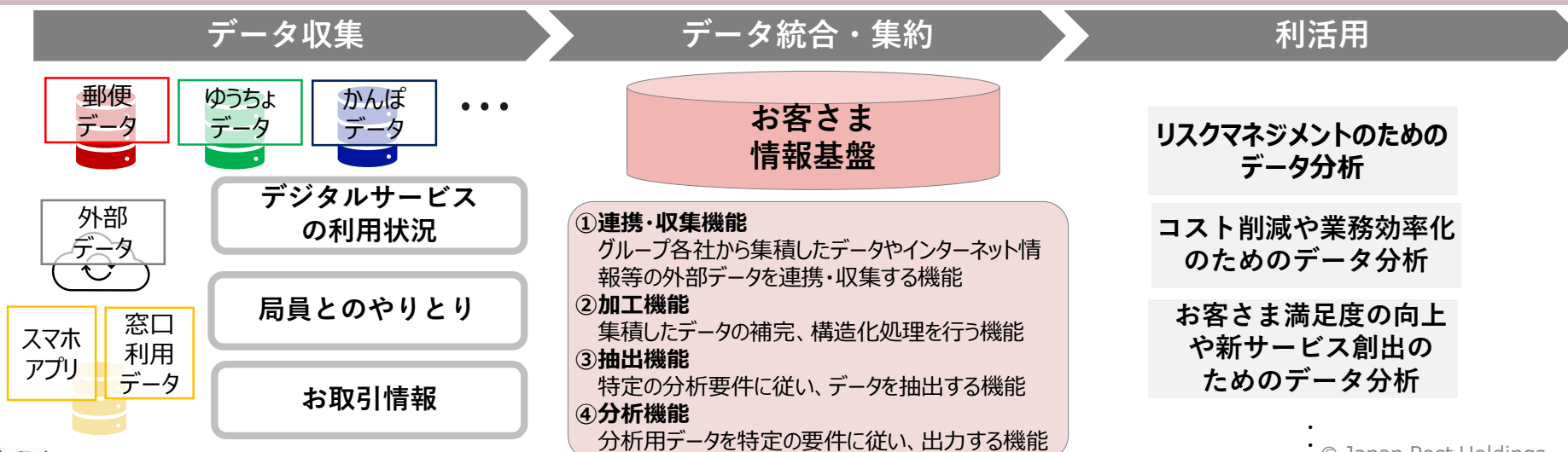
概要

- ・「JPビジョン2025」に掲げた「『お客さま本位』の観点からのお客さまデータの活用」実現のため、顧客管理基盤を整備
- ・グループ顧客管理基盤は、組織縦割りで保有していたデータ、外部データ等を活用し、収集/加工/分析等を行うためのシステム
- ・新IDをキーとしたデータ紐づけやお客さま同意の取得により、各種データを統合・集約し、グループ全体でのお客さま接点のデータでの集積を実現

現状と今後の展開

- ・本年4月よりシステムとして本格稼働。使用するデータの制約条件等を踏まえ、段階的に整備を進めていく予定
(個人データ等の利用に当たってはデータの取扱いに係る制度整備等を十分に図った上で実施予定)

フェーズ	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3
時期	・2022年8～10月	・2022年11月～	・2023年度下半期（予定）
位置付け	・実証実験（【参考】参照）	・実証実験を踏まえた分析等の実施（23年4月よりシステムとして本格稼働）	・個人データを利用した分析開始
使用するデータ	・統計情報及び外部データ	・同左	・同左 ・お客さま同意が得られた個人データ ・グループ共同利用が可能な個人データ(検討中)



- 日本郵政グループにおけるデータガバナンスの状況は、グループ各社におけるデータ利活用ルールの整備などにとどまっており、**グループ横断的なデータ利活用を進めるための方針の策定や評価・監視体制の構築（グループにおけるデータガバナンス態勢の整備）については未着手**
- グループDX施策をはじめとするデータ利活用を推進する上で、グループにおけるデータガバナンス態勢の整備は必要不可欠であることから、「**グループDXコミッティー**」※の下に「**グループ・データガバナンス分科会**」を設置（本年3月29日に第1回分科会を開催）
 - ※ グループ各社のDXに関連する部長等の参加のもと、各社のDX施策の共有・協議を行う場として、月に1回程度開催
- 分科会の下に実務者レベルの「**グループ・データガバナンス態勢検討WG**」を設置し、検討事項に応じて関係部門も参画の上で議論を行う予定

グループDXコミッティー

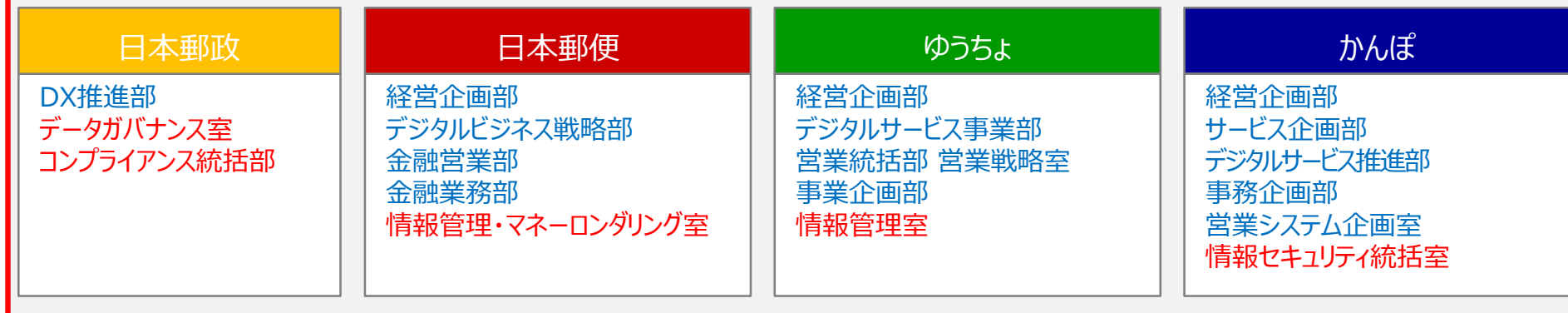
(2023年3月30日現在)

グループ・データガバナンス分科会

(事務局：DX推進部データガバナンス室)

青字：DXCメンバー 兼 分科会メンバー

赤字：分科会メンバー



グループ・データガバナンス態勢検討WG

- 通信事業者様との取組みとして、日本郵便の荷物配達車両及び局舎を利用した電波強度調査試行を実施。
- 6局で調査機器を車両及び局舎に設置し、「①取得データの確認」、「②郵便局の作業負担の確認」、「③本格展開を見据えた運用可否・必要機材（充電器や車両内設置用治具等）の確認」を検証。

実施概要及び実施局

- 通信事業者様から貸与された調査機器を各局局内に1台、四輪車両に10台を搭載。
- データは自動で取得され、通信事業者様にて、モニタリング。日本郵便は電源管理（電源接続・充電）のみで調査機器の操作等は不要。
- 6局66台の調査機器にて実施し、調査機器単位で受託手数料を受領。

実施局

東京支社	落合、立川、武蔵府中
東海支社	緑、名古屋西
近畿支社	淀川

実施期間

2022年10月末～2023年1月

設置イメージ



←局内の設置
(総務部内のキャビネットの上に設置)



←四輪車内の設置
(助手席下に設置)

調査機器

- ・本機器を設置し、充電管理を実施
- ・取得データは自動で送信



筐体サイズ：275×220×75(mm)

スマートフォンと充電装置



測定結果イメージ



- 実証に関して通信事業者様及び実証参加郵便局へアンケートを実施。

22年度試行の評価

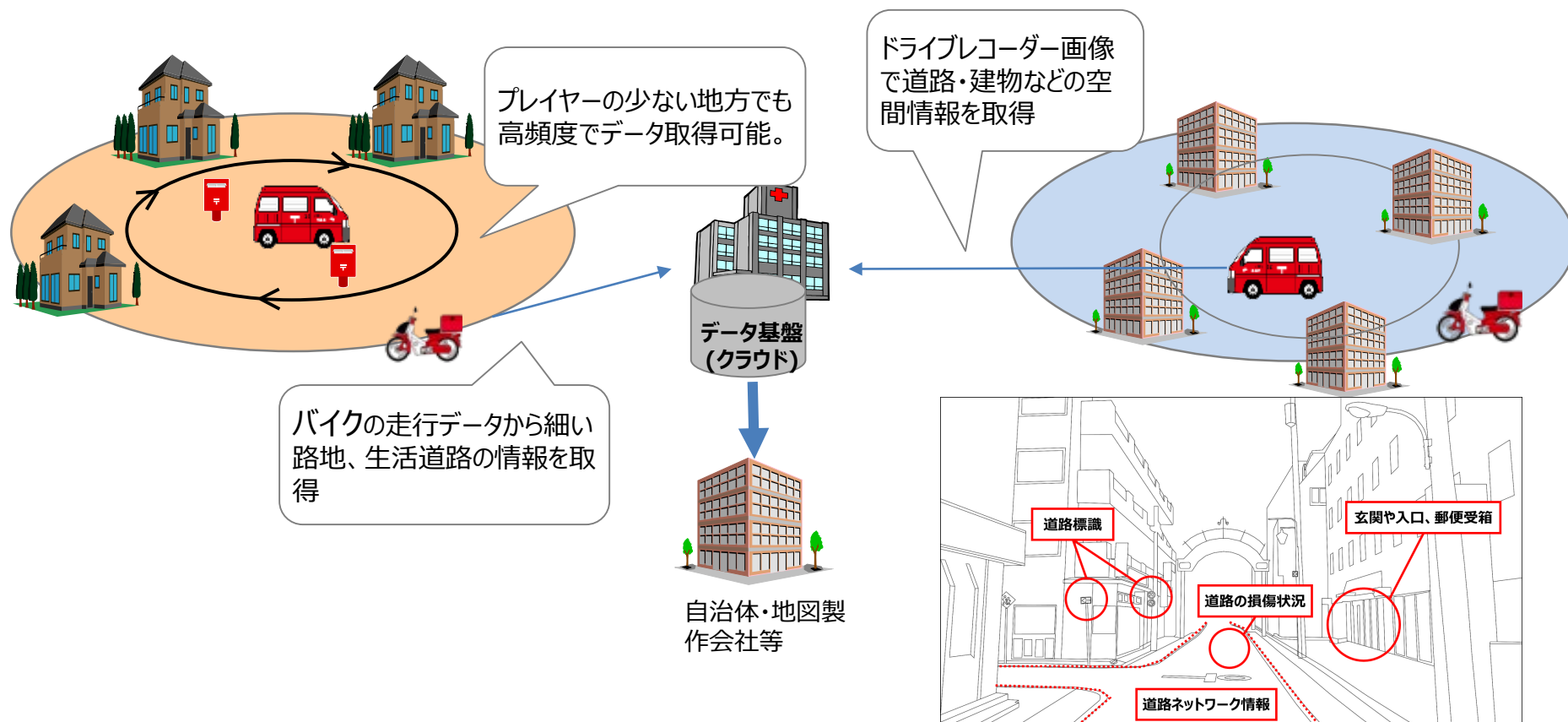
評価項目	評価	結果
①取得データの確認	◎	<ul style="list-style-type: none"> ● 期待通りのデータ取得が実施できた。 ● 毎日データ取得することで、時系列での電波強度変化や車両が通るエリア別の詳細なデータ取得が可能。また、通常実施する電波調査では走行しない狭隘道路や住宅街などのデータが取得可能。 ● 通信事業者様からも、「日本郵便の配達車両を活用した調査を継続することで、電波状況の解析、改善、安定化に向けて十分な役割を果たすことができる」というコメントあり。
②郵便局の作業負担の確認	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人により意見はさまざまであるが、局内の機器設置、日々の車両設置、充電管理は、業務に大きな影響が出るものではなかった。
③本格展開を見据えた運用可否・必要機材（充電器や車両内設置用治具等）の確認	△	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用の実現可能性は確認できたが、機器の取扱いのしやすさ(サイズや充電の容易さ、電波取得状況の表示等)の改善が必要。車両への設置は、設置場所や走行時に動かないような専用の治具の開発や設置方法の検討が必要。 ● 「役に立つことにやりがいを感じる」や「役に立っていれば幸い」というアンケート結果もあり、自身の業務が他社の役に立つということ自体は郵便局にも好意的に受け止められている。 ● 一方で、郵便局管理職中心に「世の中に受け入れられるか」という観点での懸念・違和感を示す向きもあり、世の中の受容性の確保や対外的な説明等についてもさらに工夫していく必要がある。

- 本試行実証は初めての試みであったが、業務上の大きな支障の発生はないところ。
- 制度面での改めでの整理及び今後の展開に向けた対外的な説明を並行して実施。
- 通信事業者様へも本試行の結果を踏まえての今後の継続意向を引き続き、確認していく。

今後の展開の方向性（ドライブレコーダー画像の活用）

- 現状配備しているドライブレコーダーは、主に安全推進の用途に活用
 - 約3万台の軽四輪車の走行距離は推計で年に約4,000万kmに及び、日本全国の細街路を含めたあらゆる道路を高頻度で走行
- ⇒ 配達時に併せて **ドライブレコーダー等で取得できるデータから新たな価値を創造**することを検討

集配車両等を活用した空間情報取得のイメージ



參考資料

<構成員>

- 【座長】・ 谷川 史郎 名古屋大学 未来社会創造機構
モビリティ社会研究所ディレクター(特任教授)
- ・ 板倉 陽一郎 ひかり総合法律事務所 弁護士
 - ・ 大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
 - ・ 下山 紗代子 (一社) リンクデータ代表理事
 - ・ 庄司 昌彦 武蔵大学社会学部メディア社会学科 教授
 - ・ 長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク
 - ・ 森 亮二 英知法律事務所 弁護士

<オブザーバー>

日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、個人情報保護委員会事務局、
内閣官房郵政民営化推進室、デジタル庁

「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」について

- 「信書の秘密」や個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、日本郵政グループの持つデータの有効活用を促進するため、2021年10月に設置、2022年7月に報告書を公表。
(座長：谷川 史郎 東京藝術大学社会連携センター 客員教授 座長代理：中村 伊知哉 iU (情報経営イノベーション専門職大学) 学長)

「郵便事業分野の個人情報保護に関するガイドライン」の解説の改正内容

- 「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当する情報であっても、情報を用いる利益が秘密を守る利益を上回る場合として、以下の3つを提供可能な事例として追記する。
 - 大規模災害等の緊急時に、被災者情報等を地方公共団体等に提供する場合
 - 国税又は地方税に関する調査協力要請に対して、滞納者の転居先情報を提供する場合
 - 弁護士会からの照会に対応する場合(弁護士会がDV・ストーカー・児童虐待と関連なしと認めた照会に限る。)
- 地方公共団体等から委託を受けて街路地図調査・空き家調査業務を行うに当たって留意すべき事項を追記する。

「郵便局データ活用ロードマップ」の内容

- 日本郵政グループのデータ活用と革新的なサービスの提供を一層促進するため、データ活用に向けた基本的な考え方や日本郵政・日本郵便の取組、総務省等が実施すべき施策等を社会に向け表明するもの。

日本郵政グループの取組	信頼の回復 <ul style="list-style-type: none">➢ 内部統制の強化、リスク検知体制の確立➢ データの適正な取扱いに向けた研修実施、マニュアル見直し等	データガバナンスの体制強化 <ul style="list-style-type: none">➢ 「データガバナンスWG(仮)」を立上げ➢ データ運用・管理体制の検討・整備等➢ デジタル技術を活用した情報管理システムの構築等	業務効率化・適正化 <ul style="list-style-type: none">➢ データドリブンの郵便・物流事業改革への投資(約3,000億円)➢ テレマティクス端末Dcatによる効率化➢ 自社活用に向けたデジタル地図の構築等	公的要請に応えるデータ活用の優先的推進 <ul style="list-style-type: none">➢ 公的機関等との情報提供の運用体制の検討➢ スマートシティ・地域実証事業への参画➢ オープンデータ推進(郵便番号、郵便ポスト位置)等	新規ビジネスの段階的展開 <ul style="list-style-type: none">➢ 集配車両等を活用した地図基礎情報の取得ビジネスの検討➢ オプトインモデルの構築➢ 本格的データビジネスの段階的な展開等
	総務省の取組 <ul style="list-style-type: none">➢ 郵便局データ活用アドバイザーリーボードの創設➢ 郵便局データの提供を求める団体と日本郵政・日本郵便との協議の場の設定➢ 郵便局データ活用に向けた地域実証の支援➢ 郵政行政モニタリング会合等による監督の強化				